

医薬品の種類、薬剤師の役割

みなさん『**薬剤師**』を知っていますか？ **薬剤師は国家資格を持った“薬の専門家”**で、薬局やドラッグストアにいます。医薬品は“薬の専門家”である薬剤師が主に取り扱っています。薬剤師以外では**医師と登録販売者**が扱っています。登録販売者は都道府県の試験に合格した薬の専門家です。

では、医薬品は大きく分けて2種類あるのを知っていますか？ 病院で**医師の診察**を受けてから使う**医療用医薬品**（**医療用医薬品**）と、病院に行くほどではない病気やケガの時に薬局やドラッグストアで直接買う**医薬品**（**一般用医薬品**）です。

医療用医薬品

医師から渡された**処方せん**を4日以内に薬局に持っていき、**薬剤師から説明を受けながら受け取ります**。（このしくみを**医薬分業**といいます）。

一般用医薬品

薬局やドラッグストアで買うことができる**医薬品**で、**処方せんは必要ありません**。しかし買う時は、**薬剤師や登録販売者**に対応してもらいます。

医薬品を受け取る時のしくみ「**医薬分業**」とは？

いつでも行けるかかりつけ（行きつけ）の**薬局**を患者さんが決められるように、病院で**医師**から患者さんに**処方せん**が渡されます。患者さんは渡された**処方せん**を薬局に持って行き、**薬剤師**から説明を受けながら**医薬品**を受け取ります。病院の後に薬局に行くので、患者さんの手間が増えたり、支払いが少し増えてしまいましたが、それを上回る**多くのメリットがあります！**

＜かかりつけの薬局を決めるメリット＞

- ・薬局を自由に選べます。
- ・薬剤師が処方せんの内容をチェックするので安心です。
- ・薬剤師から、医薬品の使用方法やのみ合わせなど納得いくまで説明してもらえます。
- ・患者さんの体質、患者さんに使った**医薬品**、患者さんに説明したこと、病気の治り具合などを**薬剤師**が「**薬のカルテ**（**薬歴**といいます）」に記録し、管理していきます。**薬剤師**は毎回、**薬歴**に書かれた過去の内容を参考にしながら、患者さんに合った説明をします。



安心

安全

効果的

医薬品は、専門家に説明してもらったことや**医薬品の説明書**に書いてあることをしっかり守って使用しましょう！

医薬品や健康についての心配事や相談があれば、**処方せん**を持っていなくても、**一般用医薬品**を買うつもりがなくても、**無料**で**薬剤師**などの**専門家**に相談できることをご存知でしたか？
もちろん**保健室**の先生に相談してもかまいません。

気軽に相談してくださいね！

